

## 介護職員等による喀痰吸引等研修(第3号研修) 受講の流れ

京都府立医科大学附属北部医療センター

ステップ	各事業所	研修機関
申し込み	各事業所でとりまとめて、受講申込書をご提出ください。	申し込み受付開始
	納付書を送付致しますので、期限までに受講料の入金をお願いします。	納付書の送付
	入金確認でき次第、受講決定をお知らせします。	入金確認、受講決定のお知らせ
基本研修受講までに	実地研修の準備を進めてください ・利用者及びご家族の同意書 ・主治医による実地研修実施に係わる指示書依頼 ・現場演習・実地研修の評価表の作成 ・利用者および指導看護師との日程調整	
基本研修受講	・当日は、筆記用具・印鑑(受講出席印を押してもらいます)をご持参ください。	基本研修の開催 筆記試験不合格者へ再試験日の連絡 再試験の実施
実地研修の準備	・同意書(様式1) ・実地研修の実施に係わる指示書(様式2) ・現場演習・実地研修評価表(様式3) ・実地研修記録(様式4) ・ヒヤリハット・アクシデント報告書(様式5)	他法人の指導看護師等に指導依頼する場合「実地研修指導承諾書」をもって、当センターから指導看護師様に委託しますのでご連絡ください。
<b>実地研修の実施(利用者さまの居宅等で、速やかに実施してください)</b>		
修了証発行申請	・様式1～5を整理し、研修機関(北部医療センター)へ提出してください。(同意書と指示書はコピーを提出) ・実地研修を実施することなく研修を終了する場合は、指導看護師料を返金することができます。	
修了書発行		・研修修了証明書・基本研修受講修了証を発行し、各事業所へまとめて送付します。 ・実地研修修了報告書類受理後、担当して頂いた指導看護師等に「指導委託費」を支払います。
特定行為業務従業者認定証の交付申請	京都府へ ・「認定特定行為業務従業者認定証」の交付申請を行って下さい。 ・指定登録を受けていない事業所は、「登録特定行為事業者」としての登録申請を行って下さい。 ・認定証取得後、「認定特定行為従事者」の登録・追加手続きを行って下さい。	
利用者さまへの喀痰吸引等の行為の開始	・医師の指示書 ・本人・家族の実施の同意書 ・日々の喀痰吸引等の実施記録 ・定期的に医師へ実施状況の報告 ・ヒヤリハット・アクシデント報告と対策 ・安全委員会の設置 ・訪問看護等の医療機関との連携などの整備が義務付けられます。	